

天皇制と稲作儀礼

羽賀祥 二

はじめに

王政復古後、明治天皇・美子皇后が居所を京都御所から東京の皇居に移した後、明治天皇の母・夙子皇太后は京都の旧仙洞御所に造営された大宮御所にとどまっていた。上皇の住居である仙洞御所は禁裏御所の東南に位置するが、嘉永七年（一八五四）をふくめて六度の火災に見舞われ、嘉永七年を除いてすぐに再建された。しかし嘉永七年の焼失当時は上皇・皇太后ともに不在であったため、再建されることなく外垣を設けたのみだった。慶応二年（一八六六）十二月二十五日孝明天皇が死去した後、夙子皇后の居所として大宮御所が仙洞御所跡地の西北隅に造営された。慶応三年八月二十二日幕府は幕府領・大名領・寺社領へ国役を賦課して、大宮御所を造営することを命じた。^①夙子皇太后が大宮御所に移ったのは明治二年（一八六九）二月十一日のことであった。^②

興味深いことに明治四年五月になって、夙子皇太后は後院（仙洞御所跡地）を開墾させて、田植えをおこなっていた。^③

皇太后の娯楽・運動のため、後院庭内に四百八十坪の稲田を

開かしたまふ、去月九日開墾に着手し、是の日挿秧を為す、仍りて留守官たる宮内少輔阿野公誠・宮内権大丞醍醐忠敬・同山本実政・同新納立夫等に拝観を許し、酒饌を公誠以下女官及び農夫等に賜ふ

これは明治天皇の公伝である『明治天皇紀』の五月九日の記事である。皇太后の運動のためとあるから、みずからも田植えをおこなったのかもしれない。開墾された四八〇坪の稲田はかつて仙洞御所の庭園にあった「御田」跡であったと推測される。皇太后は明治五年三月東京に移り、赤坂離宮を居としたため、田植えはこの年限りであった。^④

仙洞御所は戦前の記録によれば、敷地面積約二万二五六二坪余、老樹が生い茂った林泉があり、池には鴨川の水が引かれ、寿山・紅葉山・蓬莱島・阿古瀬淵・悠然台という名所、茶亭・鎮守社・御田社などの施設があった。かつては紀貫之邸がこの地にあったといい、そのことを記す記念碑も建立（一八七五年）され、現存している。^⑤『京都離宮要誌』には、「鎮守小祠西に向ふ、祠の南稲田あり、昔時御料の民を召して耕作せしめ、稼穡の艱難

を覽給ひし」という記述がある。⁽⁶⁾この仙洞御所・大宮御所における農業行事はいつから、どのような理由でおこなわれていたのだろうか。この点を検討することが本稿の課題の一つである。

ところで、山形県米沢の上杉神社宮司であった大乗寺良一は上杉治憲(鷹山)と昭和天皇との関わりについて、興味深い逸話を記している。⁽⁷⁾一九二五(大正十四)年十月撰政裕仁は山形県に行幸し、県庁で治憲の事績史料を見る機会を得た。その事績のうちもっとも重要なものが治憲みずからが田植えをおこなった「藉田の礼」であった。その後裕仁は予定を変更して米沢を訪問し、治憲を祀る松岬神社を拝礼した。この米沢訪問後、時期は不明だが、裕仁は赤坂離宮に水田を設けて、みずから田植えを始めたという。また、仙洞御所での田植え行事もまた「藉田の礼」をモデルとしたと戦前に刊行された書物は記す。この治憲による「藉田の礼」の内容と意義を検討することが第二の課題である。

そして天保年間の凶作・飢饉という状況に対して、仙洞御所で稲作儀礼が続けてきた朝廷がどのような位置を占めたのか、また朝廷の歴史的な稲作儀礼(大嘗祭・新嘗祭・祈年祭)が天保期から王政復古後どのような意義を与えられ、執行されたのか、さらにそれら稲作儀礼と国民との関係がいかに創り出されたのかを検討したい。

一 仙洞御所における田植え・稲刈り行事

仙洞御所の御田での稲作はいつからおこなわれてきたのだろうか。

仙洞御所の起源は寛永三年(一六二七)の後水尾天皇の二条城行幸にある。徳川家光は天皇を二条城に迎えた後、その御殿を移し、仙洞御所を営んだという。後水尾天皇が譲位した後、元桜町中納言邸跡に仙洞御所が新たに造営され、桜町宮と呼ばれた。仙洞御所は後水尾上皇時代の万治四年(二六六一)、延宝元年(一六七三)、延宝四年とあいついで焼失した。その後も霊元上皇時代の宝永五年(二七〇八)に炎上した。

享保十七年(二七三二)霊元上皇が死去してからしばらく空院となっていたが、三年後の享保二十年に中御門天皇が桜町天皇に譲位し、上皇となった中御門は一年あまりここを住居とした。その後延享四年(一七四七)、桜町天皇が譲位して仙洞御所に移った。寛延三年(二七五〇)桜町上皇が死去して、後桜町上皇が明和八年(二七七二)居を移すまで二十年ほど空院のままであった。⁽⁸⁾

こうした変遷を経てきた仙洞御所において、後水尾・霊元・中御門・桜町の四人の上皇が稲作行事をおこなったかどうか、今のところ確認できていない。しかし桜町上皇は冷泉為村に命じて「仙洞十景」を選定させていた。醒花亭・釣殿・悠然台・鑑水亭・止々斎・鎮守社などが十景に選ばれたが、その一つとして

「寿山ノ早苗」があつた。⁽⁹⁾ 桜町上皇は三年しかここに居住しなかつたが、御田での稲作がおこなわれていたことは「仙洞十景」から確かである。

仙洞御所での稲作行事が記録によつて明確に確認できるのは、後桜町上皇からである。後桜町天皇はいうまでもなく歴史上最後の女性天皇である。元文五年（一七四〇）八月三日、桜町天皇の第三皇女（茶宮のち緋宮、名は智子^{トシ}）として生まれた。桜町天皇の後継者・桃園天皇の姉である。宝暦十二年（一七六二）七月十二日、桃園天皇が二十二歳の若さで死去した。桃園天皇には後継者として英仁親王がいたが、わずか五歳であつたため、関白近衛内前の指示により英仁親王が十歳になるまで智子内親王が天皇位を継ぐことになった。明和七年（一七七〇）十一月二十四日後桜町天皇は英仁親王に譲位し、翌明和八年一月二十五日に新造された仙洞御所（桜町殿）に移つた。そして四月二十八日英仁親王の即位式が挙行された。

この年五月三日、仙洞御所で初めての田植えが摂政となつた近衛内前も参院しておこなわれた。この田植え行事を見物した柳原紀光は、「於北園有田植興、早乙女一四五人歌田歌採苗、殿下於止々斎有御見物」と日記に記している。⁽¹⁰⁾ この田植えは「仙洞御田植」とも呼ばれ、仙洞御所における恒例の年中行事となつた。田植えの日は年によつて異なり、五月初旬から六月初旬までの期間内で実施されている。初めての田植えに奉仕した農民について柳

天皇制と稲作儀礼（羽賀）

原の日記には記されていないが、その後の史料を見ると、禁裏御料のある小野郷や松ヶ崎村の農民が奉仕していた。

九月二十四日には稲刈りがおこなわれた。この行事について「定晴卿記」（野宮定晴）の記事を見てみよう。⁽¹¹⁾

山科土民等参入刈御田、歌謡短衣既移田舎之景、耕作之体御覽、又可然事也、上皇今日渡御寿山、摂政已下於御田辺構床施花氈座之、予辱接其末座、今日殊有御饗応被召着也、祇候之公卿已下敷菅円座着之、須臾摂政座出斉召議奏卿、祇候卿相及予等賜酒食、及黄昏御田刈了

後桜町上皇は夕方まで続いたこの田刈り行事を「御寿山」から、摂政以下の公家は御田近くに座が設けられ見物した。朝廷の修理職仕丁の指揮の下で稲刈りに奉仕したのはこのときは禁裏御料の山科郷の農民であつたが、小野郷や松ヶ崎の御料民が奉仕することもあつた。⁽¹²⁾

稲作行事がおこなわれた仙洞御所の北園とはどのような場所であつたのだろうか。「定晴卿記」明和八年九月二十四条は御田のあつた場所について、次のように詳しく書き残している。

宮中柴垣之外有広博之地、山河泉石勝景殆無比類、然亦外邸之内也、高木森々、河流澄々、又有橋殿釣台、処々構茶寮、有醒花・鑑水・寿山・出斉等之名、皆懸額、南辺築山之上有悠然台、遙望東嶺及岡崎村之辺、誠幽勝之地、似大井河嵐山之景、然猶難比之歟、元是紀貫之家、而桜町中納言成範卿又

住之、経年代豊臣太閤秀吉北政所伝居之、然後水尾院脱履之
後始仙宮渡御、其已来代々仙洞也、又有鎮守社拜殿、押歌仙
色紙形、予等当春書之、面見之耻秃筆之拙、既及赤顔者也

仙洞御所を取り囲む外郭の内部、殿舎の柴垣の東側に広大な庭園があった。高木の間を小川が流れ、橋殿・釣台(釣殿)・茶寮(茶室)が配置され、また寿山・止々斎と名付けられた場所があった。鎮守社もあり、拜殿には野宮定晴らが書いた六歌仙の和歌色紙が貼られていた。仙洞御所の再建にあたって、彼らもその装飾に関わっていたのである。この庭園で注目されるのは、南側に悠然台と呼ばれた築山があり、東山の峰々や鴨川東の岡崎村が遙かに遠望できたことである。庭園の池や小川に流れ込み、また御田を潤す水の管理は賀茂社惣代が担当していた。田植えの直前には庭園への水量を増すように依頼する書面が仙洞御所から賀茂社惣代へ出されていた。

仙洞御所は天明八年(一七八八)一月の京都の大火によって焼失した。よく知られているように老中松平定信は禁裏・仙洞の両御所の再建に全力で取り組んだ。後桜町上皇が再建された仙洞御所に移ったのは寛政二年(一七九〇)十一月二十六日であった。だが仙洞御所焼失翌年の寛政元年六月にも、焼失跡の庭で例年の通り田植えの行事がおこなわれている¹⁴。いかに重要な仙洞御所の行事だったのがわかる。

仙洞御所再建後の寛政三年五月二十七日におこなわれた田植え

行事の記録を見てみよう¹⁵。

御庭御田植御覽所清和院口に御設有之、止々斎跡御穴門より御道筋幕圍出来、未刻出御御寿山御茶屋跡、堂上御出座、御本社北西へより御附衆已下修理職迄出座、辰刻比松ヶ崎百姓例之通人数参り、午刻過稻荷御穴門より牛牽入、御田植懸り拝見之雑人相廻る、百姓并懸り之ものへ御菓子被下候旨、千とせより受取、仕丁頭江申渡、時刻従奥被仰出、於御庭百姓中御菓子御酒頂戴、於御台所赤飯御認被下^{但御酒赤飯は贈よ、り仕丁頭直に受取}、於御庭早乙女踊有之、申半刻植仕舞、御附衆始百姓雑人迄不残御庭出切

鳥目一貫文 種代

同 一貫文 庄屋へ被下

同 五貫文 百姓中へ被下

右勘定より受取、仕丁頭江相渡相済、奥表御附衆恐悦被申上、取次勘定頭奥江同断申上ル

かつてあった庭園の止々斎や寿山茶屋は再建されることはなかったようだ。後桜町上皇・公家の出座後、午前八時頃松ヶ崎村の農民が御田に入り、正午頃には牛が牽きいれられて行事が始まった。菓子・酒と赤飯が修理職役人と農民に振る舞われた後、早乙女による田植え踊りがなされるなか田植えがおこなわれ、午後四時頃には終了し、種初代・奉仕料が庄屋・百姓に下付された。稲刈りの奉仕も田植えと同じく小野郷の農民がおこなうこと

もあつた。

後桜町天皇を継いで明和八年（一八七二）四月二十八日即位した後桃園天皇ではあつたが、在位わずか九年、安永八年（一七七九）十月二十九日に死去した。後桃園天皇は病気がちで、しかも両眼を患っていた。「朝家大事天下安危在此期」と柳原紀光が深刻な皇統の危機を抱くなか、閑院宮典仁親王の子の兼仁親王（光格天皇）が十一月二十五日、わずか九歳で踐祚した。光格天皇は文化十四年（一八一七）三月二十二日温仁親王（仁孝天皇）に位を譲つて、桜町殿に移った。明和八年以来桜町殿の主であつた後桜町上皇は、これより少し前の文化十年閏十一月三日に死去して十四年から仙洞御所での稲作儀礼をおこなっている。これは光格上皇が死去する天保十一年（一八四〇）まで継続して実施されたのである¹⁷。

ところで、この仙洞御所における田植えの様子を描いた絵が存在している。一九〇八（明治四十一年）年湯本文彦が中心となつて、近世の儒学者・詩人・国学者など著名人の肖像画や墨跡の掛け軸などを編集した『先哲墨宝』が刊行された。これは報徳講演会が京都で開催されたときに、諸家が秘蔵する先哲の遺品が展示され、その内の優れた諸品を撮影して写真帳としたものだった。このなかに神戸市の個人が所蔵していた「仙洞御所御田植画幅」と題する一枚がある¹⁸。この絵はある時和歌山藩士が密かにこの儀

式を拝観し、藩主に話をしたところ、藩主は大いに感動して画家に描かせたものだという¹⁹。

この絵は西からの鳥瞰図だが、多くの人々が集った田植えの盛んなる様子がうかがわれる。右側に御殿、左上から中央下側にかけて水路が描かれ、水路の左側には御田社が見える。五枚の田の前に公卿が敷物の上に座し、田の周りには数十人の男女の百姓がひかえ、そこに早苗が運ばれている。また、田の北側には百人を超える人々（絵は不鮮明ではっきりしないが、ほとんどが女性であるように見える）が群集している。田植えをおこなう百姓以外に参観者がいたことは公家の記録では確認できない。即位式のように京都の町人の参観が許されていたのだろうか。

結局、仙洞御所における田植え・稲刈りの儀式は神事など他の朝廷儀礼がある時には実施されないこともあつたが、慣例化した主要な仙洞御所儀礼として明和八年から天保十一年まで七十年にわたつておこなわれたのである。仙洞御所での稲作儀礼の長期間にわたる実施にはどのような背景があつたのだろうか。

仙洞御所の御田は庭園内の風光明媚な名所の一つにすぎなかつたのか、あるいは稲作が特別な意味をもつた仙洞儀礼の一つであつたのか。いずれにせよ、後桜町・光格両上皇による継続的な稲作儀礼は十八世紀後期以降の社会情勢のなかで特別な意味もちはじめたのではないかと考えられる。この点をこの時代の深刻な凶作・飢饉の状況への対応を材料に検討したい。

二 上杉治憲と藉田の礼

先に引用した『先哲墨宝』の「仙洞御所御田植画幅」には、次のような解説が付いている。²¹⁾

仙洞御庭の東北に旧と水田あり、年々田植の式あり、愛宕郡松ヶ崎の村民参庭して田植を行ひ、仙洞にも御棧敷を設けて観覧ありし古式なり、王代には藉田の式ありしも久しく廃せしか、此式は恰も其旧事に則するもの、如し

仙洞御所での田植えは古代の宮廷儀式としておこなわれていた「藉田の礼」に模範としたものだとの見解である。藉田の礼とは君主みずから耕作をおこない豊穰を祈る儀式である。上皇が直接田植えをおこなうわけではないが、それは天皇の代理としての行為だと見なされた。もちろんこの見方は二十世紀に入ってからの評価であつて、近世のものではない。

仙洞御所での田植え・稲刈が開始されたのとほぼ同じころ、深刻な凶作・飢饉の状況に置かれていた米沢藩で藉田の礼が始まった。安永元年(一七七二)三月二十六日、上杉治憲は米沢城郊外の遠山村開作場で藉田の礼をおこなった。治憲は筑前藩秋月種美の二男として生まれ、宝暦十年(一七六〇)米沢上杉重定の世子として迎えられ、明和四年(一七六七)になって重定の跡を継いだ。藉田の礼をおこなったのは襲封から五年目のことで、二十二歳のときであつた。²²⁾

この日治憲は白子・春日両神社に参詣した後、遠山村へ入った。非番の奉行、郷村次頭取、郷村掛の勘定頭次役、郡奉行、開作掛などが治憲を迎えた。治憲はみずから開作場の田地に三回鋤を入れ、つづいて奉行竹俣当綱が九回、勘定次頭取・開作掛(佐藤文四郎)・郡奉行が四十五回、勘定頭次役らが七十二回、開作掛(神保庄之助)が九十九回、肝煎(作男)が三百回鋤を入れた。²³⁾これより先三月九日治憲は林泉寺・宝珠寺に対して五穀豊穰のための二夜三日の祈禱を命じていた。通例の上杉家の菩提寺への祈禱に加えて、新たに豊饒を願う儀式が古代中国の稲作儀礼をモデルとして執行されたのであつた。深刻な凶作・飢饉を克服するために新しい儀礼が必要とされた。

治憲の治世を支えた家老の一人である莅戸太華が書いた治憲の言行録『翹楚篇』(寛政元年(一七八九)十一月序)は、藉田の礼について次のように記している。²⁴⁾

御国ハ四境皆数里の山にて包たるより、背負駄送のむつかしく、只最上川の上流松川の運漕に小舟十艘を下すのミ、夫さへに夏ハ水涸て叶ハす、冬ハ氷流れ通ハす、只春と秋との漕故、米穀の他邦へ出へき便なきより、米価賤て、おのつから惰農風俗をなし、田地の価賤く、悪き田に至りてハ金銭添て譲ふるも、買ふへき相手のなきといふ程に成来れり、去れは此事を深く御憂思召、安永元年三月、城西遠山村の内、四反余の田地をもて、御小納戸御開作と名付られ、藉田の礼を

行せられ、御みつから未耜を執て三撥古の礼、王耕一撥班三とて、天
下り給ひて三撥し給ひ、九撥二十七撥より、某々か次の俵に発せ
しなり、されハ此田より出る米初穂をハ、春日白子の両社に
供し、残る所ハ新小姓御馬廻り組五十組の嫡男に御扶持給ハリ、御堂御法事
の御用動来りしを、明和三年賦用足とて、新御小姓を
止られしか、安永三年より藉田の米を給るとい
ふを名とし出して、また新小姓も立られしなりの御扶持米に賜りし也

この田地は「御小納戸御開作」と名付けられ、ここからの収穫
米は春日社・白子社の初穂米として供えられた。また残りの米は
再興された新小姓組の扶持米として配分された。注目されるのは
「古の礼、王耕一撥班三とて、天子御自一撥し給ふ事故、一等を
下り給ひて三撥し給ひしなり」という記述である。「古の礼」は
後述するように藉田の礼の起源となった『周礼』をさすが、それ
に基づいて諸侯の身分である治憲は天子より一等下つて、三回鋤
を入れるにとどめたのである。

荳戸は藉田の礼の実施の理由について、山間部にある米沢の地
理的・経済的な孤立状況が米価の低下をもたらし、農民の稲作生
産の意欲を奪っていることから、その農民の農業意欲を喚起する
ためであったと指摘している。この荳戸の説明は米沢藩を襲つて
いた深刻な凶作状況については触れていない。しかし、治憲が藉
田の礼を執りおこなおうとした背景については、治憲の学問の師
であった細井平洲の発言が注目される。藉田の礼が始まった前年
の明和八年(一七七二)治憲は江戸から米沢に帰った。細井は治
憲の「仁政」に国内が心服する一方、雨乞いなど旱魃対策に必死

に取り組む米沢の様子を伊藤玄沢に報じていた。²⁵⁾

今夏も東国は一統のかんばつに御座候所、追々雨請の祈も御
座候得共、ふり不申候に付、上下人民君侯の御苦勞を痛心申
候て、村々庄屋共我も山川にこもり、三日七日の祈念に
て、身命を投すて雨を祈り申し、武士は不及申、町在の者共
我も我も右の通に御座候て、あたご山と申所に二百八十人余
も断食にてこもり申候由、君にも右の者共催命の所を御案事
被成候て、使者を以御さた段段御聞にて御座候所、三日断食
に御座候所、天も感応御座候て、六月五日、十三日、十四
日、十六日大雨車軸を流し、御領分廿里余の間潤ひにて候
て、万民蘇生の思ひをなし申候由、一昨日以来追々申来り安
心仕候、如何成儀候哉、米沢領斗降り候て、他国は一向ふり
不申候由、只々ふしぎの事に御座候、去年以来家中の大臣小
臣自身すきくわを取、所々荒れ田を掘起し、農業をたすけ申
候事、前代未聞の事共、落涙に不堪事に御座候(中略)城西
二里余、菅川と申候中にて土七百人申合申、みなみな百姓出
立にてみの笠を着し、すきくわを取、荒田をおこし申候て、
春以来殊の外の丹精御座候、執政竹俣美作守七日が間、とま
ぶきのかり小屋におきふしをいたし、諸士を上げまし申候由
に御座候、仍之五月十四日、君にもかちにて右の場所へ御出
で候て、諸士共をそのままにて目通りへ五十人宛呼出し、厚
き辞を給り、其上にて酒をたべ候様にと御申聞にて、君手ず

から大樽の鏡を打ぬき、さあめめと御申にて、竹俣大夫を初、大夫達みなみなたすきをかけ酒をくんで、貴賤の一統に給り申候由(中略)古今希代の君臣美談と申も愚に御座候に付、御聞せ申候、君も君、大夫も大夫、諸士も諸士、珍敷事に御座候

この年東国は早魃に見舞われたが、身分を越えて多数の人々が雨乞いの祈誓をおこない、治憲も三日間の断食をして祈誓したところ天の感応があり、大雨が降り続いた。米沢領のみが雨の恩恵を受けるといふ奇跡的な出来事が起きたという。細井はこうした天の感応を呼び込んだのは前年から家中全体が荒田開発をおこなったことに見ていたようだ。治憲が帰国した後も、家老竹俣美作守を先頭に七百人ほどの藩士が耕作に精を出しており、治憲も現地に臨んで家臣を激励した。細井は君臣が一体となった農業再建への意思に強く感じるものがあつた。こうした家臣の荒田開発、治憲の家臣の褒賞が、翌安永元年の藉田の礼を開始する前提にあつた。

細井の藉田の礼に関する言及は彼の言行録『平洲雑話』の「上杉殿家中佐藤文四郎事」という記事のなかにも見える。⁽²⁶⁾佐藤文四郎は治憲の近習で開作掛を勤めており、安永元年の藉田の礼の開始に尽力した側近であつた。安永二年治憲は参勤の年に当たつていた。開作場を農民の手に委ねることは恐れ多いとして、佐藤はみずからの手で耕作することを求めた。佐藤は家老から馬を借

り、家来とともに耕作し、秋には豊かな実りが得られ、それを江戸藩邸の憲実のもとに献上したという逸話を細井は伝えている。

上杉殿常々政事に心懸被罷在候処、ある時籍田の法をもて、農耕の大切成義をも民百姓どもへも見せしめし被申度度被存、色々家老どもへも相談の上の処、幸上り地に相成り、年久敷うち捨り荒田となり来候場所之候付、右場所を自身手作場と被定、手づから耕作をもいたされ度所存に候へ共、其儀は家老共指留め申候、依て毎年先祖代々の墓所といふ所へ毎歳礼服にて為年礼、家中の歴々奉供いたし、参詣罷在候由、右の節御酒を被備、弾正殿初家老番頭三十人組已下一統扶助の分へは、残らず右神酒頂戴いたし候が吉礼となり候処、今年より籍田の法をも取行ひ被申渡候付、右参詣のかへりに被備候御酒を為持られ、件の手作場へ被相越、自身礼服のままにて高股立に被取、耜を被持、三すきしかれ、夫より家老番頭三十人頭已下次第に耕数をましおこし、其余は軽きものどもうちかかり、鋤にて不残おこし終り、件の御酒を下にまで一統頂戴農礼をはり候由、百姓共へも兼て幾何日籍田の法を被行候付、いづれも拝見に罷出候様にと相触候へば、雑人共夥敷出、遠方より平伏拝見仕候由

細井によれば当初藉田の礼の執行は家老の反対にあつた。上杉家祖先の墓所での君臣関係の再確認を経ることで実現することができたという。

藉田の礼とは何か。それは中国古代王朝・周の礼制であり、天子みずから藉田を耕作して、収穫物を宗廟に供えて祖先への孝を致すこと、そして藉田の礼を通じて勸農を促し、藉田の礼が終わって農官が農民に農事を奨励することである。⁽²⁷⁾

治憲自身が書き残した「藉田解」という史料がある。これは治憲を祭神とする上杉神社の宮司大乘寺良一の『鷹山公の藉田』に収録されている。⁽²⁸⁾ 治憲が周代の藉田の礼について解説を加えたのが「藉田解」であった。

藉田とは古天子南郊に行幸あつて、親く耜を取玉ひ、田を一耜耕し玉ひて、是より出る所の黍稷をもて宗廟の黍盛に供玉ひ、又天下の民に先ち農事を勤め玉ふを藉田と云、藉は踏藉とて天子其土を踏玉ふの義なり、韋昭は藉は借なりと注して、天子自植付蒔付の事までを為玉ふべきにあらざれば、藉田の礼行はれて後は、民其あとを耕耘収穫するゆへ、民力を借て治と云事にて藉と云と見たれとも、前漢の景帝の詔にも朕親耕后親桑為天下先とありて、皆躬親なすの義なれば、借の義に見たるはよろしからぬと顔師古も云り、天子は千畝の地場にて此藉田をなし玉ひ、諸侯は百畝の地場にてなし玉ふ事なり

藉田の礼とはまさに天子が鋤をみずから取って耕作し、収穫物を宗廟に供え、農事を奨励する儀礼であった。この文章に続いて治憲は周時代の宣王の逸話を引く。宣王は「暴虐なる天子」であ

天皇制と稲作儀礼(羽賀)

る厲王の後を受けて即位し、文王・武王の政治を模範として再興した。しかし藉田の礼を執行しなかつたため、補佐の文公が穀物・農業は人民の生命に関係する根本、人々の和協や道徳的行動の基礎にあり、また天子が上帝を祀る供物ともなるからと言って、藉田の礼の大事さを説いて宣王を諫言した。しかし宣王はこの諫言を受け入れなかつた。宣王は統治における反面教師であった。

古代中国では陽気が土中に満ち土地を耕すべき時候が来たという知らせを天文曆術を職とした大史から受けた稷官（農事を司る官）は、天子へ次のように奏聞する。

大史官陽官の春官を帥て土地を見分し、稷官の農事掛りの役筋へ申聞るゝには、今日より九日めにいたり、土地ふるいうごき農事取起すべき時節のよし申出たり、しかれば天子つゝ、しみ齋戒し玉ひ、農事を御見届られ、不易とは例年の通、藉田よりして諸事御取行あるべしとなり

天子はこれを聞き、六卿のうち人民を司る司徒へ藉田を耕作する公卿・庶民に戒めをすることを命じ、また土地を司る司空に藉田内の豊熟を祈る壇場の祓いを、農大夫には器財の準備を命じた。⁽²⁹⁾ その後立春の五日前から天子は齋宮で潔齋し、当日藉田の場へ行幸する。稷官の長である后稷らが豊熟の祭祀をおこなった後、大史が介添えして天子はみずから耜（鋤）を取って一耜する。これを「一撥」という。その後公卿大夫が耜を取り、公は三

耜、卿は九耜、大夫は二十七耜する。階級に従い耜をする回数はいくつとされている。これが終わり、藉田を管理する農民が耕し、天子が参加者へ饗応して藉田の礼は終了する。この日にはまた風気や土地の状況に考慮して藉田の東南に倉を建て、藉田に播く種籾を貯えて置き、時節になればこの種籾を農民に分け与えることとされた。

藉田の礼は「万物発生の時節」を迎えて君主みずからが「土地をうちかへす」儀礼をおこない、五穀豊穰を祈願する行為であった。しかもこの儀式は天子以下公卿大夫・諸官が周到に準備して実施され、そこに農民も参加する治者と被治者との共同行為でもあった。そして藉田における稲刈りも同じく天子と農民の共同作業として実施されるものとされた。

また藉田の礼は農民に農耕への献身を促す教化の手段でもあった。藉田の礼を担当する稷官は「あまねく民へいましめ農業の次第をしめく、り無精のなきやうに世話する」職務を担い、この趣旨を領内巡行して教諭する役割をもっている。稷官は一〜三度、司空(刑罰を司る官)は四度、司徒は五度、大史は八度、宗伯(祭祀の長官)は九度教諭をくり返すものと規定され、「其上に天子自公卿大夫を帥玉ひて巡行なされ、親しく農事を勸勉し玉ふ」ことが理想とされた。

藉田の礼によって農民の勤勉、収穫と衣食の安定が実現すれば「民心和同とやはらぎ合て争訟の事も起らぬ」社会が実現される。

る。その理想的社会は次のように描かれる。

天子の御取行唯農事を専に御世話ありて、外の御用すぢを其農事方の御役人に命ぜられて、民の隙を費すごとき事はなきなり、春夏秋の三時は専民を農事に働かしめ、多分民の事なき時節軍事の習はしをさする事なり、ケ様あるゆへどこそこの征伐といへば御威光も立、農事の日には屹御備立する事なり、斯あればこそ天神地祇も悦玉ひ、民も有難く上を戴て下に和合し、社稷山川の御祭も時をたがへず取行る、ゆへ、諸神も福を下し幸を施し玉ふこと優裕とゆたかにたつぷりとする事なり

与えられた職掌を分担・執行する官吏(『周礼』に規定された諸官)と勤勉な農民がそれぞれの役割をはたし、また天神地祇を怠りなく執行することによって安定した農業生産は確保される。天子が主宰する藉田の礼はこうした上下和合の農業社会を実現する根本に置かれている。天子のヘゲモニーとそのまま職掌を分業する官制、過不足なき天神地祇祭祀と農業奨励のための農民政化、それによって実現される安定した農業生産による上下和合の理想的社会が藉田の礼という稲作儀礼を通してイメージされていたのである。

米沢藩でも藉田の礼の後教化体制の構築がなされていた。藉田の礼がおこなわれた安永元年九月、米沢藩は郷村教導出役を設け、領内を十二に区分して十二人の教導出役の役人に教諭を実施

させた⁽³⁰⁾。家老竹俣当綱による教導の心得書は、教諭の内容として天道への敬礼、父母への孝行、家内・村の和睦、百姓の家業、君主への敬意、身寄りなき者への扶助、奢侈の戒め、衣食住・葬祭における節儉の実践をあげていた。

治憲による藉田の礼は安永元年以降、在国していた安永三、五、七、九年と隔年に執りおこなわれていた。治憲に続き、顕孝・治広・斉憲という歴代藩主も治憲にならって藉田の礼をおこなっていた。このことは『上杉家御年譜』の記事で確認できる(最後の記事は嘉永三年(一八五〇))。しかし儀式の内容では異なる場合もあった。天保十一年(一八四〇)三月十七日の藉田の礼で鎌を入れた回数、斉憲が三回、奉行・江戸家老二十七回、郡奉行四十五回、代官七十二回、開作掛九十九回、肝煎三百回で奉行の回数が違っている⁽³¹⁾。

三 凶作・飢饉と朝廷

(1) 天明七年の御所千度参り

後桜町上皇の稲作儀礼、上杉治憲の藉田の礼がおこなわれていた時代、日本社会は凶作・飢饉に連続的に見舞われていた。そして天明七年(一七八七)には飢饉のさなか、各地で激しい打ちこわしが起きていた。しかし京都ではこの年六月中旬ごろから、御所への千度参りという群参行動が発生した。このことを初めて指

摘したのが『京都の歴史』であった⁽³²⁾。この群参行動は市内の人々が禁裏御所へ参詣し、夏の暑さにもかかわらず、一周十二町ほどの築地の外側を千度歩み廻る行動であった。彼らは南門で御所を拝礼し、五穀豊饒を祈願した。この行動に対して、関白鷹司家は尼崎城主の松平遠江守を通じて庄内米を購入し、鷹司邸で直売りすることを市内に通達した。

『京都の歴史』の記述はごく簡単なものにとどまったが、その後この御所千度参りの実態を新たな史料を提示しつつ明らかにし、近世朝廷論のなかにこの行動を位置付けたのが藤田覚の研究であった⁽³³⁾。藤田が紹介した新史料、京都の住人から江戸人への手紙(『落葉集』所収)や三井京本店の日記によれば、この群参行動が京都の市民にとどまらず、大坂をはじめ近江・河内などへも波及していった。千度参りに参集する人数は一日数万人に達することもあった大規模な行動であり、明和八年(一七七二)の御蔭参りのような様相を示していたという。暑い季節であったため、朝廷は禁裏堀に沿って流れる溝を清掃して清水を流すことを命じ、またりんご三万个が仙洞御所から振る舞われ、菓子・酒・瓜などの出店が五〜六百店も出たという。大坂からは「禁裏御千度参り施行船」も運行された。この群参行動は六月初旬に始まり十月初旬には収束したという。

なぜ人々は朝廷へ千度参りをおこない、五穀豊穰を祈願したのか。藤田はこの点にははっきりと言及していない。藤田が紹介し

た史料によれば、禁裏御所の築地塀にある門の内、紫宸殿前の南門と公家の出入り口で西南にある唐門の敷石には、賽銭が毎日四十貫文ほど置かれたという。こうした行為の禁止について禁裏附武士が朝廷の意向を尋ねたところ、「仙洞御所様より信心にて参詣致候事故、其儘に致置候旨」が指示された。「仙洞御所様」とは後桜町上皇をさす。さらに「右御影故歟夫より天氣も宜、豊作之印と申、弥信心相増、参詣も群衆仕候」と、天候の回復が千度参りの効果だと見なされ、さらに群参の列が増したという。本居宣長の日記にも「自今月上旬京都町人多参詣禁裏、拜南門祈五穀成就」との記事が見られる。³⁴ こうした史料からすれば、禁裏御所は寺社と同様に人々の信心、豊作祈願の対象であったと理解できる。

ここで注意しておかなければならないのは、千度参りが起きた天明七年は光格天皇の大嘗祭が執行された年だということである。光格天皇は明和八年(一七七二)八月十五日に生まれ、安永八年(一七七九)十一月二十五日後桃園天皇の死去にともない、九歳で踐祚した。光格天皇が即位(即位式は安永九年十二月四日)した後、朝廷儀礼の再興に新たな道筋がつけられ始めた。光格天皇の元服式は安永十年元旦に挙行されるといふ異例な形でおこなわれ、一月三日の元日節会が殿上淵酔として開かれた。³⁵ 殿上淵酔は元服式の三日後の宴会であり、大永年間(一五二〇年代)以来中絶しており、二五〇年振りの再興であった。元旦に天皇の

元服式を挙行したのはこの宴会を再興するためであったと考えられる。また御所千度参りの前年、天明六年十一月一日には朔旦冬至の行事が再興された。³⁶ 陰暦十一月朔日が冬至に当たる時にはこれを吉日として、公卿が賀表を捧呈し祝った。これは十五世紀半ばからおこなわれなくなっていた。

この朔旦冬至の儀式の二十日後の十一月二十一日、新嘗祭がおこなわれた。³⁷ 新嘗祭は元文五年(一七四〇)桜町天皇の時代に再興され、桃園・後桜町・後桃園の三代にも続けられたが、安永七年(一七七八)以来中絶していた。しかし天明六年に十年振りの挙行となった。ただ光格天皇はこの儀式に出御していない。大嘗祭の挙行前に天皇は新嘗祭に出御しないという先例にならったものだった。新嘗祭の翌日には恒例の豊明節会が開催されたが、これには光格天皇は出御し、朔旦冬至を祝う恩赦が命じられた。

東山天皇の皇子、直仁親王は宝永七年(一七一〇)新しく興された閑院宮に入り、直仁の孫・師仁が閑院宮三代を継いだ。この師仁(踐祚後兼仁と名を改めた)が光格天皇である。このことは今後検討すべき課題なのだが、東山天皇の直系(言いかえれば後水尾天皇の直系)が絶えた後、傍系の閑院宮から天皇位を継承したことによって、天皇としてあるべき行為・役割をより鮮明に果たすことが求められ、そのことが朝廷儀礼の歴史的回顧、復古につながったのではないのだろうか。

天明七年四月二十八日の国郡卜定から大嘗祭の準備行事が始まった。九月十八日には悠紀国・近江国滋賀郡、主基国・丹波国水上郡へ拔穂使が遣わされた。拔穂使の現地への派遣もこのとき再興された。そしてさまざまの行事を経て、十一月二十七日大嘗祭が執行された。この七か月にわたる大嘗祭の行事の間に、御所への千度参りが起きていたのである。この両者の間に関連はないのであろうか。

時代は幕末まで下がるが、この点を考える上で参考となる史料がある。文久二年(一八六二)十一月、養春堂の千馴丹波という人物が十九日におこなわれる新嘗祭について宣伝書を出版した。⁽³⁸⁾

来ル十九日者御恒例の神嘗祭^新二候、扱此神嘗祭之義ハ御存之通禁中様深き思召ニ而、此寒ニ而も御ひとい不被遊、国家泰平五穀豊穰を御祈被遊候、不然而已近キ比ハ異国の者共あまた入込ミ、日にまし下々の困窮をするをも聞し召れ、殊更夷人退治の事迄格別ニ御心を被為尽ての御祈ニ御座候、実々難有思召ニ而何共奉恐入候御事ニ候はすや、右様難有思召を蒙りながら、此俣に成行もあまり心なき事とふと思付、せめてハ御冥加のため一度なりとも禁中様へ参詣を催し御礼申上度と存、何卒く御同意被下候方々ハ、御申合御連御参詣被下候ハ、大平ニく難有奉存候、呉々も御催しの程奉願候、以上

尚々、勿論質素としてた、く参詣而已を立として、十六

日十九日迄四日之間、申の時かきりに仕度候、尤御神事中の事故、重服の御方或ハ僧尼の方ハ御憚可被成候

新嘗祭は国家泰平・五穀豊穰のための祈禱であり、しかも開港後の経済的変動が人々の困窮をもたらしていることを孝明天皇が聞いて、攘夷のために祈禱するという意味もあると述べる。こうした天皇の祈禱に感謝して、十六日から十九日まで、「一度なりとも禁中様へ参詣」するように促したのだ⁽³⁹⁾。

天皇の祈禱行為と御所参詣の行動が結びついていることは間違いない。だとすれば天明七年の御所千度参りの背景にも天皇・御所の五穀豊穰の祈禱者・祈禱場としての位置が関係していたと考えることができる。藤田は千度参りを「御所を神社仏閣に見立て、天皇を神仏になぞらえた宗教的な行動である」と評価した。しかし天皇を神仏と同様に信心の対象と見なしているのだろうか。

(2) 朝廷の飢饉への対応

天明七年の千度参りへの朝廷の対応について、藤田は油小路隆前の日記を引用して、朝廷内で幕府の施米によって困窮人を救済することができないか議論され、所司代への申し入れがなされた事実を指摘している。所司代はこの申し入れを江戸に伝達し、幕府は畿内での米不足を解消するため京都・大坂・大津での救米の放出を命じた。こうした朝廷の幕府への申し入れによる救済は、

天皇が万民救済の意向を示した「勅書」の流布という形で世上に伝わっていたことを藤田は指摘した。

この天明飢饉での朝廷の幕府への申し入れは、天保の飢饉の際の先例ともなった。

天保四年(一八三三)から不作が続き、深刻な飢饉に全国は見まわれていた。これ以降朝廷の飢饉対策について日野資愛の日記『公武御用日記』をもとに検討してみよう。日野は光格天皇を継いだ仁孝天皇のもと、天保七年八月二十七日武家伝奏に任命された。日野は六歳から稚児として光格上皇に召しつかわれ、武家伝奏になる前には院伝奏の職にあった。⁽⁴⁰⁾ 武家伝奏に就任した直後、日野のもとへ附武家から禁裏御料の不作の報が入った。⁽⁴¹⁾ この年は夏以来雨がちで、八月十三日には大風雨に襲われ、水害のない場所も気候不順で虫が付き、あるいは稲枯れも現れ、稲の成熟に至らなかつた。幕府は役人を禁裏御料の村々に派遣して実検させたところ、不作であることが確認できたとして、所司代松平伊豆守から指示を受けて、附武家は日野に報知した。

天保八年三月二十八日日野は禁裏附武士と面会して、昨年来の凶作を受けて五穀豊熟のための七社奉幣をおこなうことについて協議をおこなった。⁽⁴²⁾ 四月五日には日野は関白から「昨年大凶作春來時令不順二付、年熟豊饒之叡願」を伝えられた。⁽⁴³⁾ この指示を受けて日野は翌六日禁裏附武士へこの旨を申入れ、八日には幣帛料の用意を依頼した。⁽⁴⁴⁾ そして日野は九日、「世上困窮二付施行等可

有之哉、任天明七年例所司代可示談」との関白鷹司政通の命令を受け、所司代への申入書案を起草した上で、関白の了解を得ることになった。⁽⁴⁵⁾ この施行の要請がその後どのようないきさつをたどったのか、日野の日記に記述はないので不明である。

しかし五穀豊穰を祈る神社祈禱については、五月二日二十二社への祈禱を命ずる関白御教書の案文が作成され、関白へ上申された。⁽⁴⁶⁾

近來違作去秋殊不熟、万民将及飢餓、禳此凶兆、迎彼豊歳、偏在仰神明之冥睭、因茲五穀豊穰海内静謐宝祚長久黎民娛樂之御祈、来月一日一社一同殊抽精誠可凝懇念事

六月一日のこの祈禱に続いて、七月二十四日に十五社に対して「穰穀御祈」が執行された。⁽⁴⁷⁾ こうした朝廷の施行への意向、神社祈禱がなされた天保八年という年は、二月に大坂で元町奉行所与力大塩平八郎が反乱事件を起こしていた。そして京都にも事件が波及していた。所司代松平伊豆守は御所と京都出入り口の諸門の守衛に山科郷士を動員することについて朝廷に申し入れをおこなった。⁽⁴⁸⁾ その後四月四日になって所司代から大塩らの自殺・捕縛が朝廷に伝えられた。⁽⁴⁹⁾

大坂表一件追々相治候得共、凶作二付米価跳貴、世上人気々立不穩、盜賊体恠敷者徘徊二付、六門内外廻等惣而今暫可為先日以来之通、松平伊豆守申聞候旨届之

こうした警戒態勢が敷かれているなか、「穰穀御祈」がおこな

われていた。大塩平八郎の反乱事件を背景にして、朝廷の天明七年を先例とした幕府への施行の要請がなされたのである。

四 王政復古と新嘗祭・祈年祭

(1) 会沢安の稲作儀礼論

近世において東山天皇が即位する際、朝廷と幕府は費用の拠出などについて交渉した結果、幕府は大嘗祭の再興を認め、貞享四年（一六八七）に執りおこなわれた。新嘗祭は再興されなかったが、翌五年から吉田神社を神祇官代として新嘗御祈としておこなわれるようになった。大嘗祭は東山天皇を嗣いだ中御門天皇の時には中断されたが、その次の桜町天皇の元文三年（一七三八）に再び再興された。新嘗祭も元文五年から紫宸殿を神嘉殿代として、天皇がみずから儀式に臨んでおこなわれた³⁰。さらに光格天皇の時代になって、寛政三年（一七九二）新造された内裏に神嘉殿が再建されたため、この年十一月二十二日に復古的な新嘗祭として挙行されたのである³¹。しかし祈年祭については再興されることはなかった。

こうして近世中期になって、大嘗祭・新嘗祭が継続的におこなわれるようになったが、領主制を取りまく内外の危機的状況のなかで、稲作儀礼と天皇との関係に思想的な意義付けを与えたのが水戸藩の会沢安であった。会沢は『新論』（文政八／一八二五）

において、稲作に関する天皇の儀礼が「国体」の根源をなすものと詳しく述べている³²。

夫れ嘗とは、始めて新穀を嘗めて、天神に饗するなり、天祖、嘉穀の種を得て、以為らく以て蒼生を生活すべしと、すなはちこれを御田に種ゑたまふ、また口に繭を含みて、始めて蚕を養ふの道あり、これを万民衣食の原となし、天下を皇孫に伝ふるに及んで、特にこれに授くるに斎庭の穂を以てしたまふ、民命を重んじて嘉穀を貴ぶ所以のもの、また見るべきなり、故に大嘗の祭には、新穀を烹熟して、以てこれを殷薦す

天照大神は稲作（御田の稲）と養蚕（機殿の繭）によって人民の衣食の基を開いた。大嘗祭は天皇が悠紀・主基両国で収穫された新穀を天皇みずから神に供え、神に薦める「孝敬」を表する儀式である。会沢は『新論』のなかで米穀の貴重さを強く主張する。米穀は天祖から与えられた、人民の生命を維持する貴重なる物であるにもかかわらず、「糶糶の権」すなわち米価売買の権は商人に掌握され、人民の生命は彼らの手に握られていることを厳しく批判する。「凶荒に備なく、兵行に糧なく、海内空虚にして怪しとなさず」との危機意識が会沢にはあった³³。

会沢安はまた『草偃和言』という書物を著している。これは朝廷が過去おこなってきた年中の祭祀・行事を列挙し、それぞれの意義を解説した書である。会沢がこの書を完成させたのは、天保

五年(一八三四)のことであった。「草偃和言」という言葉は『論語』の「君子の徳は風なり、小人の徳は草なり、草に風を加ふるときは必ず偃す」という文言から取られた。風が草をなびかせるように、君主の徳に人民は伏せる意味である。会沢は朝廷の儀式の意義を明らかにすることで、片田舎の人民にも君主の徳がいかなるものか理解させようと試みた⁽⁵⁴⁾。しかもこの著作の祈年祭・新嘗祭論は王政復古以後の国家祭祀の体系化、大正期の皇室祭祀令による両祭祀の法的規定に至るまで大きな影響を与えた⁽⁵⁵⁾。

二月四日に祈年祭がおこなわれる。「風雨・水旱・蝗螟などの災なく、氣候和順にして、百穀成熟せん事を祈り給ふ祭」である。神祇官で伊勢神宮以下各国神社三一三二座の神を祀り、幣帛を伊勢神宮・官幣社へ頒布する。この祈年祭の目的は五穀豊穡を祈るばかりではない。会沢は伊勢神宮への祝詞の辞別に注目し、そこには「日神の照臨まします限りは、華夏・蕃貊となく、皇化に向はしめん事を旨として祈り給ひ、次に御代の長久ならん事を祈り給ふ」内容があると指摘する。天照大神から委ねられた天皇の国土統治の永遠性を祈願する祭祀であり、天孫が降臨する際天照大神が与えた嘉穀の豊熟を祈念することは、大嘗祭(新嘗祭)とともに天皇統治の歴史的起源を象徴する祭祀であった。会沢はすでに幣帛を神社に頒布することはなくなった現在ではあるが、人民は祈年祭の本義を理解して、各国の大小神社へ参詣して、豊熟を祈るべきだと主張した。

しかも会沢は祈年祭が原理的に仏教とは相容れない祭祀である点を強調した。「仏と云事は、日神の好せ給ざる事」であって、伊勢神宮では仏教・僧侶への忌詞があることがそれを示している。祈年祭に際しては前日より僧尼の参内が禁止される。それは「年穀を祈んとて、仏を念じたりとも、日神の悦ばせ給ふべしとも覚えず、仏は寂滅の道なれば、百穀發生の時に当りて寂滅の法を修せん事は、時令にも背きて百穀の發生に益なき事なるべし」と述べて、祈年祭からの仏教の排除について厳しい言葉で述べる⁽⁵⁷⁾。

祈年祭という祭祀は五穀豊穡を神々に祈るといふ儀式のなかに、人民の生命保護をもたらした天祖への感謝とそれを継承した天皇の国土統治の正統性、日本の君主としての天皇の地位を確認するものであり、同時に仏教と相容れない神々と天皇の世界を明瞭に示すものであった。

会沢は祈年祭において神祇官が生島神(国土経営の神)を祀ることにも言及する。遠き諸国・諸島へも天皇の威光が伸張し、世界全体に及ぶことを祈る。この書が書かれた当時、異国船が日本近海にたびたび出現するなど、その脅威が及んできた情勢のもとで、祈年祭は天照大神・天皇の威光を世界に及ぼすことを祈る祭祀として意義付けられたのである。

他方、十一月の中卯日には「今年の初穂を神に奉らせ給ふ」新嘗祭、翌日には君臣が初穂を食する豊明節会がおこなわれる。天

皇即位後の大嘗祭について、国郡卜定・卜部の発遣から始まって、御禊、散齋・致齋、大嘗宮建立、悠紀・主基の両儀式、節会に至る儀式の内容を会沢は詳しく述べる。また毎年恒例の新嘗祭については、「万民の為に天神に報祭し給ふ」儀式である。会沢はこの日も祈年祭と同様に、神々の恩に報いるために神社に参詣し、人々が集って新穀を共食するように促したのである。⁵⁸⁾

(2) 王政復古と祈年祭・新嘗祭

会沢による朝廷儀礼論とは別に、京都朝廷でも近世には再興されることになかった祈年祭をめぐる議論が出はじめていた。議奏・武家伝奏を歴任し、ペリー来航前後の朝幕交渉の中心にいた三条実方は歴代天皇への諡号付与、神祇官の再興、禁裏女房の増員、公家の困窮救済と風儀の改良、山陵の調査と修復など広範な朝廷改革論を提起し、幕府との交渉を始めていた。こうした三条の朝廷改革案は「忠成公手録書類写」に数多く収録されている。このうち諸改革案が総括的にまとめられているのが、「旧政告新」と題した十八カ条にのぼる長文の意見書草稿である。⁵⁹⁾ その一項目として祈年祭再興の問題がある。

近世朝廷儀礼のいくつかは十八世紀に入って復興されてきた。再興されなかった朝廷儀礼のうち重要なものが祈年祭だった。しかし朝廷の再興への意思が朝廷になかったわけではない。朝廷では毎年正月の年中行事である神宮奏事始の儀式の最中、祈年祭を

再興する意思が表明されていた。この表明に対して、儀式のなかでは形式的に「可仰武家」と沙汰していた。三条は「既二元文之頃可被興行御沙汰之趣モ有之候得共、未被遂其儀毎々其沙汰有之候歟」と、元文の大嘗祭再興の時期に復興する意向があったと述べている。三条は祈年祭を「年穀之御祈、人命之本」であり、必ず執行されるべき祭祀であるとする。とくに外交的危機が切迫している時代だからこそ再興が必要だと述べていた。先に引用した文久二年の新嘗祭の宣伝書でも、新嘗祭は五穀豊穰を祈るという意義に加えて、幕末には開港による経済的混乱がもたらす人々の生活の困窮を救済するための意味が付加されたのである。

王政復古が実現した後、新政府は天皇と稲作との関係を顕示する。明治元年九月の東幸途上、明治天皇に稲刈りの様子を見せる行事が用意されていた。東海道石部宿では随行者であった前宇和島藩藩主の伊達宗城は稲穂五茎を天皇へ献上している。この五茎のなかには水害のため不熟となった穂も含まれていた。伊達は「君見ませ／五月の雨の／ふりすきて／かり穂の稲の／より実すくなき」と、稲穂の不熟へ注意を喚起する和歌を詠んだ。⁶⁰⁾ また新政府は前尾張藩主徳川慶勝に対してあらかじめ便宜の地で収穫状況を天皇が視察する意向を示し、用意するように命じた。九月二十七日熱田の八町畷で明治天皇は収穫の様子を見た。そして岩倉具視は刈り取られた稲穂を天皇へ献上した。⁶¹⁾

明治元年（一八六八）十一月十五日、維新政府は十一月十八日

の新嘗祭を前にして、祭祀の意義をはじめて示した「新嘗布告書」を全国に公布した。⁽⁶²⁾ この年の新嘗祭は当時明治天皇が東京に滞在していたため、京都吉田神社を神祇官代として挙行された儀式を遙拝するという形式で執りおこなわれた。天照大神が高天原の狭田・長田に植えた稲(斎庭の穂)はニニギノミコトが降臨する時に携えたという由来に基づいて、天皇が新穀を天神地祇に供する祭祀として三千年来執行されてきた祭祀だと、この布告書は新嘗祭を位置づけていた。天皇の厳重な潔斎のもとでおこなわれる親祭であり、公卿諸侯以下庶民に至るまで五穀豊穰・天下泰平を神祇に祈念すべきことを命じた。

天皇の東京居住が確実となった明治三年には、新嘗祭は神祇官においておこなわれ、明治五年には神祇官が廃止されていたため、皇居内に神嘉殿代を設営して挙行され、伊勢神宮・官国幣社へ幣帛が供進された。その後皇居内に神嘉殿が再建されたため、そこが祭場となった。⁽⁶³⁾

維新政府は明治三年に京都で大嘗祭を執行することを前年秋に京都府民に告知した。しかし諸国凶作・国用多端を理由として、当時東京に滞在していた明治天皇の京都還幸が延期され、明治四年三月二十五日になって秋に東京で実施することを布告した。神祇官はこの月大嘗祭の起源と意義を明らかにした「大嘗会旨要」を発表した。⁽⁶⁴⁾ 「穀ハ天祖ノ授与シ給フ所、生靈億兆ノ命ヲ保ツ所」であり、人民は天皇の祭祀の趣旨を奉戴して、当日には休業

してそれぞれの産土神に参拝することを奨励した。

明治二年一月(日欠)神祇官は王政復古にともなう朝廷祭祀の充実のために祈年祭の復興、伊勢神宮への奉幣使派遣を行政官に要望した。⁽⁶⁵⁾ 神祇官はこの祈年祭を全国的な祭祀として執行する意図があり、古代の国司に倣って府藩県が豊穰を祈願する形式を取ることを念願した。さらに翌二月(日欠)神祇官はふたたび祈年祭の再興を行政官に求めた。⁽⁶⁶⁾

中世以来諸祭奠廢絶仕候ヨリ異端競起リ、下民神祇之尊重ナルヲオモワス、妖邪ニ惑ヘ可惜錢財ヲ姦僧修験之為ニ貪ラレ候様相成申候、抑新嘗祭之儀ハ祈年之功ニ豊熟之稻穀ヲ以諸神ヲ饗セラレ候御祭ニ候得ハ、新嘗ノミニテ祈年無之候而ハ、徒ニ御報賽之奠ノミニ而事欠候儀ニ被存候、且祭祀御再興之典急ニ不被為起候而ハ、祭政一致ト被仰出候聖旨貫徹仕兼候姿ニ而甚恐入候間、旁祈年祭ハ当年ヨリ御再興被為在、猶京師神祇官執行被仰付、官幣ニ預候神社之斑幣ハ本官ニ而相勤、古来国幣之分ハ所在之府藩県ヨリ幣帛ヲ奉候様仕候ハ、左ノミ御手重之儀ニハ有之間敷、然而右御祭之有場モ新嘗祭之時ノ如ク概略之主ヲ書綴リ板刻致シ、普ク民間ニ施行仕候ハ、(中略)下民一同天皇之農事ヲ重セサセ給フ御事ヲモ相弁ヘ、民ニ父母タルノ御実行ニモ相当リ可然儀ト存候間、早々京都表ヘ被為仰出、御施行相成候様御所置有之度存候也

神祇官は新嘗祭があつて祈年祭がないのは欠典だと主張した。二月二十日行政官は祈年祭の再興を布達した。しかし神祇官が要求した府藩県から国幣社等への奉幣は認めず、伊勢神宮への班幣使を許可したのみであつた。いまだ旧幕府軍は蝦夷地に根拠を置いて新政府軍の勝利は得られておらず、祈年祭の全国的な規模での執行は断念せざるを得なかつたと考えられる。そして二月二十八日吉田神社齋場所を神祇官代として祈年祭が執行された。奉幣使が神祇官代へ発遣され、明治天皇は紫宸殿に出御して遙拝をした。そして明治三年には東京の神祇官神殿で祈年祭がおこなわれようになつた。神祇官廃止後は皇居内での祭祀となつた。⁽⁶⁷⁾

(3) 稲作儀礼と臣民

すでに述べたように、維新政府は「新嘗布告書」で新嘗祭の当日、全国の神社においても五穀豊穰を神祇に祈るべきことを命じた。この後新嘗祭における天皇と国民との関係は、国民が宮中へ供御の新穀を献上する形を取っていく。

一八八二(明治十五)年十二月右大臣岩倉具視は地方官会議の席上演説し、米穀が天照大神からの賜り物であることに感謝するために、新嘗祭に各地方有志農民から新穀を献納させるように地方官に促した。⁽⁶⁸⁾ 生活の維持という根本的な目標のもとで、天皇と国民との間に新しい紐帯を設けようとした。稲作に関するもつとも重要な天皇祭祀に国民的基盤を持たせようとしたのである。

しかし岩倉がこの直後に死去したこともあつて、地方農民からの新穀献納が実際に実現することはなかつた。新嘗祭の新穀は明治三年までは山城国山科郷の禁裏御料から献上され、その後大蔵省や東京府からの献上に変わり、一八八一年からは新宿植物御苑で収穫される米粟が使われてきた。⁽⁶⁹⁾

一八九二年四月十六日になつて、富田東京府知事はじめ各府県知事から新穀献納の請願が宮内省に対してなされ、これが許可された。一八九二年の地方からの献納は十月六日の沖繩県から始まり、十一月十二日の鳥取県まで各府県からおこなわれ、これは政府広報誌である『官報』で報じられた。⁽⁷⁰⁾ 翌年から各府県有志農民から精米一升宛、精粟五合宛を献納させ、新宿植物御苑で収穫された米粟に合わせて供御とすることになった。⁽⁷¹⁾

各府県からの米穀献納についてはいくつかの記録が編まれている。一八九七年兵庫縣神崎郡からの献納の例を見よう。⁽⁷²⁾ 一八九二年四月二十二日宮内省は各府県有志農民からの献納を認めたい旨を兵庫縣に伝達した。兵庫縣は六月二日付けで各郡市長に対して、有志農民からの献納が許可された旨を通知した。この年は明石・加東両郡から献納されることになった。翌一八九三年四月七日兵庫縣は「新穀献納者撰定内規」を通知し、献納の郡市は抽選で毎年選定し、該当する郡市長が献納者を特定することになった。そして「新穀献納者心得」で、①新穀は清浄で豊熟する初穂であること、②種子の選択、苗代、田地に注意すること、③耕具

は新製品を使用すること、④田地には「新嘗祭供御新穀栽培地」と記した標木を立てること、⑤肥料は乾鰯・搾粕・糠灰を使用すること、⑥数量は精米一升・精粟五合とすること、⑦精米・精粟はよく乾燥させて清浄な俵に入れ、外箱は檜で製造すること、⑧献納品荷造・運送費用は自弁とすること、⑨献納品は十月二十五日までに県庁に提出すること、という諸点を通達した。四月八日には一八九三年以降の献納の郡市の順序を決定し、神崎郡は一八九七年の献納と決まった。

一八九七年三月二十四日、神崎郡田原村の三木拙二が兵庫県に新穀献納を志願し、神崎郡長も三木が模範的人格であることを保証して許可するように要望した。四月二日兵庫県は三木の願を受け入れ、三木は苗代・栽培田・農具の準備を進めた。三木は六月十七日、注連を張った栽培田に三品種の植え付けをおこない、神崎郡農事試験場の協力を得つつ栽培をおこない、十月二日に稲刈りにこぎつけた。献納米の清浄さを確保するために、三木は栽培田が穢れることを避けるために牛馬を使用せず、また精米した米を一粒ずつ新しい箸で選別して献納米を用意するなど神経を使って献納米を用意した。そして献納米の清祓と祝祭を兼ねて十月二十日に祭祀をおこない、二十二日に兵庫県に献納米を提出した。こうした三木と同様な稲作と献納米の調製が毎年全国の府県でおこなわれていった。

こうして祈年祭と新嘗祭によって天皇祭祀と国民の紐帯は毎年

確認されることになった。国学者小中村清矩の「新嘗祭」という歌は文部省唱歌に選定されている。⁷³⁾

民やすかれと／二月の／祈年祭／験あり

千町の小田に／うち靡く／垂穂の稲の／美稲

御饌につくりて／たてまつる／新嘗祭／尊しや

(4) 皇室祭祀令

日露戦争後の神社政策には大きな変化が二つあった。皇室祭祀令の公布と府県社以下への幣帛供進である。皇室祭祀令は一九〇八(明治四十一年)九月十八日皇室令第一号として公布された。

この法令は皇室祭祀に関する初めての詳細な規定であった。天皇が皇族・官僚を率いて親祭する大祭として、元始祭(二月三日)・紀元節祭(二月十一日)・春季皇霊祭(春分の日)・春季神殿祭(春分の日)・神武天皇祭(四月三日)・秋季皇霊祭(秋分の日)・秋季神殿祭(秋分の日)・新嘗祭(十月十七日)・新嘗祭(十一月二十三(二十四日)などを規定し、歳旦祭(一月一日)・祈年祭(二月十七日)・賢所御神楽(十二月中旬)・天長節祭などを小祭と規定した。

一九一三(大正二年)十一月二十二日、祈年祭・新嘗祭に際して、府県社以下の神社に対しても幣帛供進の儀を執行することになった(内務省令第十五号⁷⁴⁾)。明治初年には両大祭に際して官国幣社への幣帛供進はなされたが、それが府県社以下にも拡大され

たのである。そして翌一九一四年一月二十六日の官国幣社以下神社祭祀令によって祭祀の儀式次第が定められ、三月二十七日内務省は「官国幣社以下神社祭祀」と「官国幣社以下神社神職齋戒ニ関スル件」を発令した（内務省令第四号・第五号）。これは一八七五年四月十三日に式部寮が達した「神社祭祀」を変更するものだった。

これによって府県郡市町村の官吏が幣帛供進使として祭祀に参列し、祝詞を読み上げることになった。神社は国家の宗祀、祭政一致の王政復古の政治宗教理念が実現したものだとして、当時の神社関係者に歓迎された法令であり、両祭の趣旨を国民の広く宣傳する方策が検討されつつあった。具体的には、氏子崇敬者・小學校生徒の神社参拝、祭祀の趣意の講話などをおこなって、国民教育の一環に位置づけることが考えられた。また祈年祭において米粟の授種式をおこなって、それで栽培・収穫した稲穂を新嘗祭に備えることも提案された。⁽⁷⁵⁾

むすびに

すでに述べたように、大乗寺良一は昭和天皇が上杉治憲の事績に触発されて、宮中での田植えを始めたことを指摘した。具体的には昭和天皇は一九二八（昭和三）年六月十八日、赤坂離宮内に新設した水田に「愛国」、「神力」、「亀の尾」、「雄町」という銘柄

の苗を手植えした。田植えの後も天皇みずから生育状況を見回り、稲刈りもおこなった。そして翌一九二九年には宮城内に田植えをするために宮内省内匠寮で準備したという。⁽⁷⁶⁾

しかしこれ以前から天皇みずから田植えをしていたという話もある。一九〇四（明治三十七）年に刊行された坂本箕山の『九重の大奥 皇室御逸事』には、明治天皇は東京遷都後浜離宮に設けた水田で京都大原の農民の手を借りて田植えをおこなったとある。⁽⁷⁷⁾だが坂本は近世の京都御所にも水田があり、大原の農民を召して田植えをさせたとも書いており、これは仙洞御所での稲作儀礼を誤解したものと考えられるが、浜離宮での田植えが実際におこなわれていたのか不明である。坂本の著書以後にも近代天皇と田植えについて言及した書物はある。小川鶴川の『御聖徳』も「宮中の御田植」という項目を立て、坂本と同じ話を書いている。⁽⁷⁸⁾この点は今後の検討課題である。

会沢安の『新論』にもあったが、衣食の根源は天照大神の「御田の稲」と「機殿の繭」とに求められた。また、上杉治憲の「藉田解」のなかにも、前漢の景帝の「朕親耕后親桑為天下先」という詔を引用していた。天子と皇后とが稲作と養蚕を分業的に取り組むことであった。ところで興味深いことに、『明治天皇紀』には美子皇后が一八八四年と翌八五年の六月十八日に禁苑（一八七三年五月皇居は炎上したため、仮皇居は赤坂離宮に置かれていた）において田植えの行事を見て、農夫に菓子を下付したとの記

事がある。⁽⁷⁹⁾ 皇后の田植え御覧がいつから始まり、この後も続いたのかどうかはわからない。また『明治天皇紀』にはこの兩年の刈り入れの記事はない。この皇后の農業行事はなぜおこなわれたのだろうか。皇后の稲作・養蚕との関わり⁽⁸⁰⁾については不明な点が多いが、今後明らかにしていきたい。

註

- (1) 『大日本維新史料稿本』(東京大学史料編纂所蔵) 慶応三年八月二十六日条。
- (2) 同右史料、明治二年二月二十二日条。
- (3) 『明治天皇紀』明治四年五月九日条。
- (4) 一八七三(明治六)年三月二十日大宮御所を京都府の管轄とする違が出された(『太政類典』第二編、第五十五卷、国立公文書館所蔵)。赤坂離宮はもと和歌山藩の別邸で、明治五年三月徳川家から天皇家へ献上された。夙子皇太后が京都からここに居を移し、一八七三年五月に皇居が焼失したため、一八八九年一月まで仮皇居も置かれた(上野竹次郎『鳳闕』奉效会、一九二四年、四三頁)。
- (5) 『京都市学区大観』(京都市学区調査会、一九三七年)三二九―三三〇頁、『京都坊目誌』首卷(新修京都叢書第十九卷、臨川書店、一九九三年)一〇六一―一〇八頁、『京都離宮要誌』(古建築及庭園研究会、一九二九年)一一五頁、前掲『鳳闕』三八頁。
- (6) 前掲『京都離宮要誌』四頁。
- (7) 大乘寺良一『鷹山公の籍田』別格官幣社上杉神社、一九四一年、二頁。
- (8) 前掲『京都坊目誌』首卷、一〇六一―一〇八頁。
- (9) 同右書一〇八頁、『カラー宮廷の庭』淡交社、一九七七年、二〇六一―二二二頁。
- (10) 『柳原紀光日記』『後桜町天皇実録』第二卷(ゆまに書房、二〇〇六年)明和八年五月三日条。
- (11) 『定晴卿記』『後桜町天皇実録』第二卷、明和八年九月二十四日条。
- (12) 『洞中執次詰所日記』『後桜町天皇実録』第三卷(ゆまに書房、二〇〇六年)寛政元年六月十六日条、寛政三年五月二十七日条。
- (13) 『京都坊目誌』によれば、悠然台から上皇は祇園祭の山鉾巡行を見たという(二〇八頁)。
- (14) 『禁裏執次詰所日記』『後桜町天皇実録』第三卷、寛政元年六月十六日条。
- (15) 『洞中執次詰所日記』『後桜町天皇実録』第三卷、寛政三年五月二十七日条。
- (16) 『柳原紀光日記』『後桜町天皇実録』第二卷、安永八年十一月九日条。
- (17) 『光格天皇実録』第一―五卷(ゆまに書房、二〇〇六年)による。
- (18) 報徳講演会編『先哲墨宝』甲、芸艸堂、一九〇八年、一一八頁。
- (19) 『先哲墨宝』乙、一一〇頁。
- (20) 村岡正は仙洞御所の稲田について、修学院離宮の上下茶屋の間に広がる水田の風景、桂離宮の笑意軒から離宮外の田園の耕作が眺められたことと共通した庭景であると指摘する(『庭園解説』『京都御所 仙洞御所』世界文化社、一九七五年、二四―二五頁)。また大和智も桂離宮を論じたなかで同様な意見を述べている。大和は近世の公家屋敷には「物見」あるいは「格子」と呼ばれた施設があり、これらは敷地の境界に接して建てられ、周囲の風景や庶民生活を見物していた点も指摘する。鴨川沿いにあった明正院の下屋敷(河原御所)にも同様の施設があり、東山連峰や郭内につくった田地での農作業を風景の一部として楽しんでいったという(『日本建築の精髓―桂離宮』十文字美信他『桂離宮』日本名建築写真選集第十九卷、新潮社、一九九四年、一一四―一一五頁)。修学院離宮と桂離宮の借景地としての農地は一八八三年宮内省に買収されたが、戦後の農地改革で農地解放された。しかし一九六四年になって景観保持のため政府が再買収したという(石川忠『桂離宮と修学院離宮の借景地再買

- (19) 「司徒」や「司空」は周の官制にある。周官制、それを体系的に記した『周礼』は近世後期から明治維新における政治改革のモデルの一つとなった。この点については、羽賀祥二「明治維新と『周礼』」(『年報近現代史研究』創刊号、二〇〇九年)を参照されたい。
- (20) 安彦孝次郎「上杉鷹山の間人と生涯」壮年社、一九四二年、八二―八九頁。
- (21) 「上杉家御年譜」第十五卷、二二―二二二頁。
- (22) 「京都の歴史」6、学芸書林、一九七三年、四三―五頁。
- (23) 「国政に対する朝廷の存在」『近世天皇論―近世天皇研究の意義と課題―』清文堂、二〇一一年、八五―一〇〇頁(初出は辻達也編『日本の近世2 天皇と將軍』中央公論社、一九九一年)、「御所千度参りと朝廷」『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年、八六―一〇八頁。また、井ヶ田良治は全国各地の打ちこわしの暴力性に対して、京都では千度参りがおきたことについてそれを平穏性にとらえることを批判している(『天明七年の御所千度参り』『同志社法学』四十六卷三・四号、一九九四年)。
- (24) 「宣長日記」天明七年六月十五日条(『本居宣長全集』第十六卷、筑摩書房、一九七四年、四五―三頁)。
- (25) 「光格天皇実録」第一卷、安永十年一月三日条。
- (26) 「光格天皇実録」第一卷、天明六年十一月一日条。
- (27) 「光格天皇実録」第一卷、天明六年十一月一日条。
- (28) 「京都御触書集成」第十二卷、岩波書店、一九八七年、四一―四一六頁。
- (29) 天明七年にも群参行動を誘導する動きがあった。藤田によれば京都市内の各所の門には五穀豊穡のために御所への千度参りを促す張り紙があったという。
- (30) 日野資愛「公武御用日記」天保七年八月二十七日条(国立公文書館内閣文庫所蔵)。
- (31) 「公武御用日記」天保七年十二月十三日条。
- (32) 「先哲墨宝」乙、一一〇頁。
- (33) 一八八二年五月旧米沢藩士族堀尾重興らが政府に提出した「県社上杉神社祭神上杉謙信上杉鷹山御昇階之内願」(『雑種公文書』国立公文書館所蔵)から治憲の事績を紹介してきた。
- (34) (前略)鷹山徳川太平ノ世ニ生レ、幼ニシテ学ヲ好ミ、父母ニ事ル至孝、士民ヲ牧スル至仁、其封ヲ嗣ケ、大藩ヨリ連々小藩トナリタルモ、大藩ノ余風猶存シ、藩庫空乏、士民困窮、殆ント藩ヲ立ツ能ハサルノ勢ヒニ迫ル、鷹山以爲ク、諸侯ハ皇室ノ土地ヲ分領シ、皇室ノ人民ヲ司牧スル者ナリ、其責任実ニ輕カラサスト、此ニ於テ身親ヲ節儉ヲ行ヒ、賢才ヲ挙ケ、学校ヲ建テ、以テ孝悌忠信ヲ教ヘ、礼義廉恥ヲ張ラシメ、士民ヲ撫恤シ、老ヲ養ヒ、幼ヲ育シ、生齒ヲ繁殖シ、武芸所ヲ建テ擊劔弓銃ヲ教ヘ、好生堂ヲ建テ以テ医術ヲ研究シ、治療ヲ誤ラサシメ、施業施療ノ恵ヲナシ、代官所ヲ建テ民事ヲ励シ、惰農遊民ヲ戒メ、藉田親蚕ノ礼ヲ行ヒ農業ヲ勸メ、製造物ヲ盛ンニシ、製糸糸織製陶ノ類ニ至ルマテ、力ヲ用ヒサルナシ、是ヲ以テ数年ナラスシテ、家給ン人足り、百廢共ニ起リ、米沢ノ人民廢藩ニ至ルト雖モ、猶困窮者少ナキハ、鷹山予メ之カ産ヲ制スルヲ以テナリ、故ニ人民其徳ヲ仰慕スルコト父母ノ如ク、日夜忘ル、能ハス、鷹山太平ノ世ニ出テ、敵愾勤王ノ功業ナシト雖モ、治国安民ノ業ニ至テハ、皇国一方ノ文明ヲ潤色シ、王化ヲ助クル者ト云ト雖モ、溢美ニ非ルヘシ(後略)
- (35) 「上杉家御年譜」第九卷、米沢温故会、一九八七年、二二―五頁、前掲『鷹山公の藉田』六頁。
- (36) 苳戸太華「翹楚篇」(学習院大学図書館古典藉データベース)。
- (37) 明和八年七月二十九日付細井平洲書簡、『東海市史』資料編第三卷、東海市、一九七九年、六二―五―六二―六頁。
- (38) 同右書、一七八―一七九頁。
- (39) 小島祐馬「藉田の礼に就いて」『経済論叢』九卷四号、一九一九年。
- (40) 「藉田解」前掲『鷹山公の藉田』一七―二七頁。

- (42) 『公武御用日記』 天保八年三月二十八日条。
- (43) 『公武御用日記』 天保八年四月五日条。
- (44) 『公武御用日記』 天保八年四月八日条。
- (45) 『公武御用日記』 天保八年四月九日条。
- (46) 『公武御用日記』 天保八年五月二日条。二十二社とは、伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稲荷・春日(上七社)、大原野・大神・石上・大和・広瀬・龍田・住吉(中七社)、日吉・梅宮・吉田・広田・祇園・北野・丹生・貴船(下七社)の各社である。
- (47) 『公武御用日記』 天保八年六月二十一、七月十三、二十四、二十六日条。
- (48) 『公武御用日記』 天保八年三月十九日条。
- (49) 『公武御用日記』 天保八年四月四日条。
- (50) 武部敏夫「貞享度大嘗会の再興について」『書陵部紀要』第四号、一九五四年、同「元文度大嘗会の再興について」『大正大学大学院研究論集』第十号、一九八六年。
- (51) 中島博光『祈年祭及新嘗祭之意義』埼玉県神職会、一九一四年、五四頁。
- (52) 会沢安「新論」日本思想大系『水戸学』岩波書店、一九七三年、五三一―五四頁。
- (53) 同右書八六一―八七頁。
- (54) 会沢安「草偃和言」『神道大系 論説編十五 水戸学』神道大系編纂会、一九八六年、二七〇頁。
- (55) 会沢の「草偃和言」の記事は、城井寿章著・発行『歳時行事』下(一八七八年)、平田久『宮中儀式略』(民友社、一九〇四年)、皇典講究所編『宮中三殿並に祝祭日解説』国恩院、一九一二年などに引用された。
- (56) 「草偃和言」二八〇・二八一頁。
- (57) 同右書二八二―二八四頁。徳川斉昭は会沢が祈年祭と仏教との相反的関係を論じた箇所を批評を加えている。神国には「異端邪説ノ僧侶ノ道」は存在すべきではなく、遊民化した僧侶を排除すべきだとする。「我先祖ヨリ已迄、神国ノ衣食ヲ以テ、今日ノ命ヲ続ルコト故、カリソメニモ
- 異国ヨリ伝ル処ノ異端ノ仏法ヲ穢ト思ヒ遠クベキコト也」と、「異端」・「穢」たる仏教を否定する(三二二頁)。
- (58) 同右書三〇六―三〇七頁。
- (59) 『三条実万手録』第一、東京大学出版会、一九七二年復刻、四二四―四四四頁。
- (60) 『愛知県聖蹟誌』卷一、愛知県、一九一九年、二七―二八頁。
- (61) 同右書二八頁。
- (62) 『明治天皇紀』第一、吉川弘文館、一九六八年、八九七―八九八頁。
- (63) 前掲『祈年祭及新嘗祭之意義』五五頁、細川潤次郎『明治年中行事』西川忠亮、一九〇四年、五三―五四丁、皇典講究所編『宮中三殿並に祝祭日解説』国恩院、一九二二年、一七一―一七二頁。
- (64) 『明治天皇紀』第二、四三―四三六頁。明治四年の大嘗祭については、高木博志「大嘗祭斎田拔穂の儀の歴史の変遷―近代天皇制と地域―」『日本史研究』三七二、一九九三年を参照。
- (65) 『公文録』神祇官之部 己巳自正月至四月 国立公文書館所蔵。
- (66) 『太政類典』第一編第一二六卷、『明治天皇紀』第二、五八頁。
- (67) 前掲『祈年祭及新嘗祭之意義』二〇―二二頁、前掲『明治年中行事』二二丁、前掲『宮中三殿並に祝祭日解説』六一―八頁。
- (68) 『各件集綴』岩倉文書一―五(国立公文書館所蔵)。
- (69) 『明治天皇紀』第五、五七七頁、平田久編『宮中儀式略』民友社、一九〇四年、二二七―二二八頁。
- (70) 『明治天皇紀』第八、一五五―一五六頁。
- (71) 『明治天皇紀』第八、五四―五五頁。
- (72) 田崎五百頴『新嘗祭供御献納記』三木拙二、一八九八年。
- (73) 『新嘗祭謹解』神祇院教務局指導課、一九四二年、一七頁。
- (74) 幣帛神饌料は府県社八円、郷社六円、村社四円であった。
- (75) 前掲『祈年祭及新嘗祭之意義』二一四、四四―四五頁。
- (76) 諏訪部一之輔「赤禍とは何ぞ」一力社、一九二九年、一〇八頁。
- (77) 坂本箕山「九重の大奥 皇室御逸事」大学館、一九〇四年、二二―二三

頁。

(78) 小川鶴川『御聖徳』榊原文盛堂、一九〇二年、三三頁。

(79) 『明治天皇紀』第二、二七三、四六〇頁。

(80) 美子皇后は明治四年(一八七二)二月蚕室を吹上禁苑内に設けた(『明治天皇紀』第二、四二〇頁)。そして三月宮内省は「今般養蚕機織ノ工業御親試」のため、東京府下の青山生産会社に教授として雇用された荒木大七郎(岩鼻県榛沢郡新戒村出身)という人物を吹上養蚕方の御用掛として出仕させた。四月には深川授産場から糸引き・機織の熟練女工十一人が召し出された(『太上類典草稿』第一編第一百五卷、国立公文書館所蔵)。主要輸出品である生糸の生産奨励のために皇后は天照大神の神話に基づく象徴的役割を果たす試みだったと考えられる。

Abstract

The Emperor System and the Rice Cultivating Rituals

HAGA Shoji

This paper discusses the process how the imperial family tried to take serious consideration on the rice cultivating rites in the end of the eighteenth and the nineteenth centuries. The rice farming rituals, Daijoo-sai and Niiname-sai, having of their origin in the ancient emperor system halted in the late medieval time. Reviving in the eighteenth century, they were placed in the center of the emperor's rituals. Furthermore, they took more developed shape in which ordinary people contributed new rice to the imperial family for the rituals in Meiji era. The paper concludes: (1) ex-emperors (Joukou) cultivated rice paddies in their residence (Sento-gosho), (2) that deeply reflected the contemporary society suffering from famines, and that encouraged the imperial family to save people from the famines, (3) the movement to conduct a rice cultivating rite, Sekiden no Rei, was prevailed among Daimyous, (4) a perspective that the *raison d'être* of the emperor is in conducting the rice cultivating rituals was advocated, (5) the imperial ritual system with featuring the rice cultivating rites was developed after the Meiji Restoration.